

## 周参見川を考える会規約（案）

（名称）

第 1 条 この会の名称を「周参見川を考える会」（以下、考える会という。）とする。

（目的）

第 2 条 考える会は、河川管理者が二級河川周参見川水系河川整備計画の案を作成するにあたり、関係住民の意見等を聴取することを目的とし設置する。

（構成）

第 3 条 考える会は、周参見川水系及び周辺地域に精通した委員で構成し、委員は、東牟婁振興局串本建設部長が任命する。

（任期）

第 4 条 第 3 条にあげる委員の任期は、同水系の河川整備計画が策定されるまでとする。

（事務局）

第 5 条 考える会の事務局は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部に置くものとする。

（情報公開）

第 6 条 1. 考える会は、原則、公開とする。  
2. 事務局は、考える会の開催後、考える会の資料及び議事概要について、公表するものとする。

（意見のとりまとめ）

第 7 条 事務局は、考える会での意見を取りまとめ、河川整備計画の案の作成に必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、考える会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和 5 年 5 月 日 から施行する。